

外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)

FATCA とは、「外国口座税務コンプライアンス法」という、2010年3月に成立した米国の法律です。

この法律は、米国に納税義務のある個人または法人（「米国人等」といいます。）が、米国外に資産を隠蔽・租税回避することを防ぎ米国政府の税収の拡大を図ることを目的とした法律です。そのため、米国外の金融機関に対し、米国人等が保有する口座（米国口座）の有無を確認し、該当する口座の情報を毎年米国税務当局（IRS）に報告することが求められています。

また日米間で、FATCA の実施に関する日米当局声明（「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」）が公表され、これにより日本国内すべての金融機関は、お客様が米国人等に該当するかを確認し、「米国人等」に該当する場合はお客様の同意のもと口座情報を IRS に報告することが義務付けられています。

FATCA 上の「米国人等」の定義

○個人の場合

- ・ 米国市民（米国籍を保有する方）
- ・ 米国永住権（グリーンカード）を保有している方
- ・ 米国に183日（注）以上滞在する居住者（例：日本国籍を保有しながら米国に居住する方等）

注：申告する年の米国滞在日数＋前年度の滞在日数の3分の1＋前々年の滞在日数の6分の1の合計が183日以上

○法人の場合

- ・ 米国で設立された法人
- ・ FATCA の枠組みに参加しない金融機関等

ご留意点

当組合では、口座開設を日本国居住者の方に限定させていただいております。「米国人等」に該当するお客様からのお申込みはできませんので、あらかじめご了承ください。